

江戸幕府貨幣制度の成立

小葉田 淳

十六世紀中期より金銀鉞山が通期的に開発されてくる。その開発には戦国大名の資源開発の努力が大いに働いているが、金銀は軍用金として大きな購買力、糧食貯蔵の便宜のため効用があり、また論功賞賜のため、土地の限定を補って適切でもあった。

上杉謙信の歿時、春日山城の庫には合計二五〇〇枚ほどの金があった。武田一門、穴山梅雪は産金地の西河内（南巨摩郡）を領し、天正十年三月勝頼没後に金二十枚を土産に信長に帰服した。

戦国大名に比べ、比較にならないほど巨大な金銀を集積し、大規模な軍事の資金に充て、また大量を大名方どへ与えて、権力と富力を提示したのは秀吉であった。天正十七年、比叅氏を討つ前年に兵糧奉行長束正家に命じ、年内に畿内などの直轄領より米二〇万石を請取り、明春早々に駿河の江尻清水に廻送させ、一方金一万枚で伊勢より駿河の東海五ヶ回で米を買調え小田原付近の船着場へ届けさせることにした。金一万枚は凡そ米五十万石にあたる。

天正十四年四月に、鎮西の雄大友宗麟が上阪して、秀吉は自ら城内を案内して、金銀を積んだ蔵を見せて、流石の宗麟を瞠目させた。

十六世紀半ばより金銀は賣組にも、広く充用されてきた。本願寺の日記によると、天文年間（一五三〇代—一五五〇）に、加賀・信濃・駿河・能登・常陸等の四徒より金を届けている。このようにながかり遠隔地から、そしてその地方は、大体その頃より金の産した地方でもあった。国防には、東大寺や京都の東福寺領があったが、永禄、元龜になると、これまで銭納していたのを銀納することが多く行われた。この地方には銀山が開発されていた。

この頃になると、京都、奈良、堺等の畿内都市では、地子やその他の税に金銀を以てすることが、しばしば行われてくる。税のみでなく、売買にも使われてくる。信長は永禄十二年三月に「精銭追加条々」という貨幣の規定を発令した。その中で、米を以て売買することを禁止し、糸、茶十斤以上、段子十反以上、茶碗の具百以上は

金銀で前巻せよと命じた。これらは唐物だが、唐物の相当量の取引に金銀を使用したのは、金高がかさむという事情のほか、輸出入は金銀の直送付を基礎としたからであろう。また、金銀借用の場合には、金銀で弁済することを原則とさせた。

この頃には京都奈良堺等には金銀の売買両替を営む業者が未だ出でていない。この業者は金屋・銀屋とよんだ。その営業には、さらに金銀の吹替、秤量、封包などがあり、また判金、極印銀の鑄造もあった。領主よりその営業について特許を与えられたものが、銀座である。

旧秋田藩主佐竹家所蔵のものに「文禄五年二月四日金子御遣帳」と題した紙数十二枚の帳簿がある。当時佐竹領常陸には金山があったが、厘上金のほかに、年貢等にも砂金を代納させて、砂金を集め、藩主義室の在洛中の支払に使った。慶長三年十月まで約二ヶ年半に、秀吉はじめ大名への贈物、屋敷入用、諸物購入等に砂金一〇一四枚束を費した。このうち贈物には多く判金か、のし金を使用した。判金は砂金四四五五分六分で両替して求めのし金は延金のことらしく砂金を吹直してもらったのである。砂金の両替や吹直しは、金（銀）屋で行われた。文禄頃には金銀の売買両替業者は、地方の城下町、宿駅にも発生している。文禄二年秋に佐竹氏家臣大和田重清は肥前名護屋から山陽、粟山両直を通つて前陸太田へ帰ったが、陪用として金銀を携帯し、道中で錢に両替して、

駄賃や宿料、わらじ代等にあてた。岐阜では銀十匁で錢一匁五百文を買ったが、銀が少し悪いので六分だけ余計とられた。京都では金十匁三分を銀一二匁七分に替へ、これを兩に替ると記録している。信州野尻では金一匁を売って「より錢」八〇の文を得た。

金銀の通用は目方によるたので秤が向題になるが、これが料と同様に一定しなかつた。甲斐では武田時代に黄金の秤子として守隨氏の秤が特許されていたが、天正十年徳川家康が同国に入つてからも特許は確認され、翌年徳川領国内守隨秤で黄金を売買させた。京都には望町時代より秤座の特権を持っていたという神善四郎があつて、これも江戸幕府より承認され、やがて十七世紀半に東日本は守隨秤、西日本は神秤を使用させるようになった。この秤座は、秤の製作、頒布および検定の特権を持つたのである。

しかし江戸時代には金銀の両替は専ら天秤が使用された。江世初期に諸藩に、銀座あるいは天秤座が置かれたところがある。銀座、銀座、天秤座、天秤座は同一種と及び大体よろしく、天秤の製作、あるいはその使用が特許せられ、かけ賃をとつて秤量することが営業の一である。会津で慶長六年十一月に秤取役衆（天秤座に当る）に出した掟に、砂金・のべ金料虎は一枚にのき買主より永乗十文・虎主より同十文を取立てるとある。加賀藩では、文禄以前より能登に銀座、天秤座を特許していたし、

加賀の小松の大文字屋は、以前より能美郡の天秤職を許されて、金銀貨・銀貨を收入としながら、前田領になつて、慶長五年十一月藩主利長よりそれが確認された。秋田藩でも佐竹氏の初世に、久保田や横手に天秤座が持許されており、能代目とか漆目の名とあるのは、能代・漆の天秤屋により秤量封包されたことを意味している。

畿内では、京都で天正二十年二月に、鹿苑院主が、金と米銀を引替えたとき「後藤判テンピン」で渡したことが見える。この後藤とは彫金の家として著名な祐兼の後裔であろう。祐兼の後の祐兼は天正九年信長の命で分銅を作り大判金を吹いたことを伝えるが、徳兼の後の四郎兵衛家を中心として後藤一門は、江戸時代は大判座と名つて大判を製作した。後藤の判のある天秤とは、後藤家が当時天秤を製作したようであるが、天秤の分銅製作と頒布については、最も信用を博するようになり、十七世紀中頃には分銅座という特権が幕府によつて特許されるのである。なお針口（鴨居の台の上に立てた横木にかけ、皿附の秤）の製作販賣は江戸時代には自由であつたが、京都の堺や三兵衛一家が有名であつた。

金銀の通用には秤量とともに品位が基本になる。金屋・銀屋の業務として品位の鑑別・保証がある。そのしるしとして、紋様・数字・あるいは花押などの極印を打つことが行われた。それは特定の金屋・銀屋が、それは良いにしても悪いことも特定の金銀であることを保証する

わけである。天正年間、奈良にも何人か、金屋・銀屋があつたが、その一人の銀屋は天正十七年に、金子の判貨一枚五百枚ずつで二百枚余判をしたと記されている。此等とは吹貨、判貨をとつて、依頼に依じて判金（ふつう十兩は四匁）を造つたのである。

天文二二年に信濃より京都の一寺境に送られた金は三個あつて、計京目一枚二朱あり、それは判金であつた。この判金というのは、大小さまざまの金片であるが、それに極印が打たれているのである。甲州金といわれるもので、武田時代に実際に適用したものは、碁石金・まね判・露小判及び竹流し金などで、碁石金は吹金（吹灰金）で大小軽重さまざまであり、まね判とは、それに極印を打つたもの、露小判はまね判の量目四匁（虎兩）のもので、竹流し金にも極印があつた。判金も目方で通用するが、極印によつて特定の品位であることを保証したのである。加藤藩で、江戸初期に、たとえは金銀山よりの運上に判金で一枚五兩などと記される。一枚とは、こゝでは京目を使つて四四匁であるが、それは金求の銀座・天秤座で造らせた判金で一五兩即ち六六匁の厘上といふことである。実際は、判金六六匁に対し、加藤藩の極印銀・朱封銀あるいは吹金（玉金）で納めたことも多い。その場合、玉金は品位が必しも一定しないから、金沢の銀座がその鑑定をして判金との割合直段を極める。つまり厘上高の直を正確に表示するためには、極印銀が判金

で示すということになるのである。この加賀藩の判金は、どんなものかというに、梅輪内小判という種類ではない。文化八年壬八月に前田侯が大阪で金吹目方五〇貫目を払ったことがあるが、二二双替で文銀でおよそ一二〇〇貫目の価であつたという。この加州灰攻金は一個十匁のもの二十匁のもの、さまざまでいずれにも小さい極印があり、「甲州の露小判のごとし」とある。

近江の安土の付近で発掘された判金は、一枚は八寸に八分、四匁七分、一枚は二寸四分に一寸、八匁七分で、三の星の刻印がある。これは信長の判金であろうと考えられているが、切り遣いの金である。刻印を多数打つて切り遣いにも刻印が残るようにしてある。

さて、品位を鑑定し、定位のものを作る金屋・銀屋として、世間にも重んぜられている金銀匠が個性であることが察せられる。京都の後藤家は、信長の命で大判金を造ったといわれ、秀吉もまた大判金を造らせた。徳兼・長兼以下一門が秀吉のとき判金鑄造について持許を受けていたことは事実であるが、それけたゞ秀吉の判金だけでなく一般の依頼によつても判金を作つたのである。その持許に対して、後藤家よりは慶長初めに判料として一か年金千枚を秀吉へ納めた。

秀吉が徳兼に命じて、天正十六年以後鑄造させた天正菱大判金は相極印が菱形になつてゐる。天正十七、天正十九年の記入のあるものが造幣局に、天正十六年の記入

あるものが日本銀行に残っているが、これがいわゆる大判金の確かなものとして先ず古いものであろう。

十六世紀中期以後、都市の金屋・銀屋で十兩の判金を誂文をうけて鑄造しているが、それは特定の支払のためである。信長や秀吉の大判鑄造も、軍用とか大名への領与とか、その他特定の自家用のためであつて、はじめより一般の通用金貨として発行されたものではない。通用の判金とは信長の場合には、先に述べた切り遣いの三の星極印の金のようなものである。秀吉は小判も造つたといふが、これは今一つ確実な根拠がない。しかし天正頃小判がなかつたというわけではなく、武田時代の松本小判のような丸小判、上杉謙信の天正越座小判、あるいは前田の前田氏の梅輪内小判のように、かなり信用度の高い、すぐれた製作のものもあるが、それも恐らく部下への領与などの特定の目的のもので、一般通用金として多量に発行したものでないと思われる。

極印銀や灰攻銀は、近世初期には判金より、ずっと広く通用していた。東北地方でも、米澤の極印銀、秋田の角館・湯沢・横手・窪田等の極印銀・津軽の極印銀等がそれである。

慶長六年、南ヶ原の役に勝利を収めて天下の覇権を握つた徳川家康は大判・小判・一分判・丁銀・豆板銀のいわゆる慶長金銀を鑄造した。金貨の主体となつたものは、小判・一分判でこれは金座で鑄造され、またやや特殊な

意味を持つ大判は大判座で發行し、丁銀・豆板銀の銀貨は銀座で鑄造されたといわれるが、それらの初期の事實については不明な点も多い。

金銀改役として小判・一分判鑄造上に最高の直接の責任を持つものは後藤庄三郎光次である。庄三郎の本姓は山崎氏らしい。庄三郎が、家康の求請により太閤の命で、疋家後藤氏の名代として關東へ下向し征伐のは文禄四年のことらしい。慶長元年三月、後藤庄三郎・証人庄三郎兄山崎昆六の名で、後藤徳乘・同四郎兵衛從徳乘・同長乘從徳乘に於て一札があり、それには「此慶徳太閤様判金座・小判座吹替之役儀被仰付候處、貴公様御病氣ニ付為御名代、私儀關東江罷下申候ニ付、後藤家之御猶子ニ被成下其上後藤之御仮名ヲ被下置候儀、謹有奉存候事」とあり、大判、小判に桐の檢印を打をぎること、大判に後藤判と書かぬこと、後藤の名号は自分一人のみ名乗り、一親兄弟二男以下等は名乗らぬことなど七ヶ条を誓約している。光次は徳乘の名乗で庄三郎にこれを与えたと

いうような説もあるが、それは誤解で、石の一札にも記すように光の字は後藤家代々の名乗の文字で、徳乘は光基、長乘は光榮、徳乘の子榮兼は正光という如くである。庄三郎光次が關東に下つて向もなく、大判・一分判を依つた事實は明かでないが、ただ小判を鑄造したことはほぼ確定である。武威墨判小判とよばれるものがそれである。慶長六年に慶長金銀の幣制ができて、小判・一分

判が依られ、「巻面」「光次花押」なども極印となつた。庄三郎光次は御金銀改役として、小判・一分判の檢定極印を行つたが、江戸本町一丁目現板本本銀行に役宅を与えられた。そのころ、江戸には以前から徳川氏の特許を得て判金を依り、両替・封包・秤量などを業とした金吹・金屋があり、前述した四條・佐野・松田などがそれぞれある。彼等は恐らく新金貨の鑄造に従事するようになり、これら金吹人は後藤役宅の付近ふきや町後の金に任ぬ、鑄造した小判・一分判について光次の檢定極印をうけたのである。

さて金座の名号は元禄以後に起つたという説もあり、それは誤りではあるが、余り古くからあつたのではない。京都では明暦・寛文頃小判座といい、佐藤では初期より小判所とよんだ。前引の庄三郎光次の慶長元年の一札に小判座と記し、江戸でもはじめは小判座とよんだのであるまいか。しかしここでは便宜に金座の号を使用する。

京都の小判座も初期の事情は明かでないが、上右には豊臣時代から金銀の吹替・封包・秤量・判・金・極印銀鑄造の業者が発達していたから、彼等のうちから新しく小判座に加入したものがあつたであらう。はじめ光次の名代が支替駐在して檢定極印を打つたものと思われる。この時代は一般に、金吹が各自地金を仕入れて定位の小判を造り、庄三郎光次、またはその名代の檢定極印をうけるといふことだつたらしい。そして後藤役所では、檢

定極印に対し、ふつうは判儀を徵集して来たようである。大判の製作は後藤徳兼徳兼御家御家を中心これに当るのであるが、日本貨幣史のこときは慶長幣制制定と同時に、その子栄兼が江戸に仮寓をおき、京都においてとにも製作したように述べているが、それは不正確である。慶長六年以来、徳兼等が京都で慶長大判を依つたことは事與らしい。後藤勘兵江勘兵江娘娘の家の家の文書に慶長七年八月七日付の松平右近門佐等連判の徳兼あて、同年正月より五月十一日までの俵上の請取状があり、これは大判製作に対する俵上であると思う。元禄以後は大判製作の地金は幕府の御金蔵から古金や金座から吹元金を提供されているが、はじめは小判座や銀座と同様に、地金を後藤氏の手で購入したのであろう。これは豊臣時代に、注文に依じて判金を依り後藤判料俵上を伏見へ納めた事実に比考される。

徳兼・栄兼と長兼との徳川氏関係には微妙なものがあつた。家康と接近したのは長兼である。慶長十三年より同十七年にかけて、大坂城内に備貯された太閤遺物の金の分銅大小廿八個、これを吹割つて約四万枚の大佛判の製作が行われた。これはもとより家康の画策で、庄三郎光次がその代弁人となり、主として長兼にあてて交渉が行われる。長兼が大仏判製作の莫大の責任者となつたが、宗家である徳兼を除くことは出来ぬから、徳兼にも直帯責任を持たしめた。光次は今や家康側面の一人とし

て、諸事に干与し、ことに外国貿易事務に当り、先きに師家に納れた一札の誓約も、後藤或は光次の名乗りといひ、小判の桐の極印といひ、無視されようとしている。徳兼は栄兼とともに、長兼と異なり大阪方に心を寄せ、大阪の陣となるや、ともに太閤以来の恩顧に報い秀頼方に従つた。徳兼は大阪落城の後、出でて京都に隠れたが、長兼は宗家の絶えんことを憂えて家康に歎願し、栄兼を江戸に使せしめ再び食禄を与えられたという。栄兼の子即兼は寛永八年十一月江戸で死んでおり、大阪の陣後に栄兼は江戸に仮寓したらしい。

大判座の採もはじめは方くて、庄三郎光次の一札にあるように判金座とよんだかも知れないが確証はない。大判座は四郎兵衛家を中心後藤の同前仲向で構成された。この同前仲向は太閤時代すでに存し、家職の彫金のほか天秤の分銅製造、判金製作等による収入を配分したのである。

銀座の由緒は、家康が末吉勘兵衛、後藤左右近門に差配させ、淀屋次郎右近門等十人が銀座を取立て、大黒常星の大黒極印の吹銀が家康の意に叶つたので常星が吹手となり、慶長六年五月丁銀、豆板銀の鋳造が始まつたとする。かくて伏見に町屋敷四町が与えられ、銀座会所・座人家宅・常星屋敷が建てられ、同十三年伏見銀座は京都へ移り室町の向二条より三条まで四町が与えられた。また慶長十一年に駿府に銀座屋敷、座人家老・常星吹所

取立のため町屋敷が与えられ、同十七年駿府銀座は江戸へ移つて、京橋より南へ四町を地所として当てられた。また慶長十三年に大阪而替町に銀座が置かれたが、これは京都銀座の出張の地きもので、灰吹銀の賣入に従つた。また長崎の銀座は元和二年ころより置かれ、外國への渡銀も長崎奉行所における改め銀の専務に従つた。大黒幣屋は申請書によると、先祖湯浅作兵衛是は堺で同業者とともに南緯座をつくり、銀吹を管んでいたが、慶長三年十一月家康に伏見において召出され「御銀吹極并御銀改役」となり、大黒幣屋の苗字を与えられ、伏見而替町に屋敷を賜わたという。慶長六年銀座取立てとともに、その銀吹所で丁銀・豆板銀の鑄造に従つた。依兵衛の長子依右衛門は伏見、のいで京都の銀座の銀吹をつとめ、依右衛門弟長右衛門は駿府に下り、さらに慶長十七年江戸而替町に屋敷を与えられて御用を勤めることになつた。慶長六年銀座取立の家康の命をうけたという末吉勘兵衛は摂津平野の豪家であることは知られるが、後藤庄右衛門については庄三郎光次と同一人とする説写ともあつて明かでない。庄右衛門は本光國師日記にも頻出する有力な人物で、庄三郎光次と密接な関係があるがもとより同一人ではなく、二二に委しく述べる余裕はない。銀座中を構成した十人は当時の有力町人で、末吉塚左衛門・平野藤次郎等の貿易商人もある。これら座中はやがて銀座頭人および、後に銀座年寄となるが、勘兵衛・庄右

衛門の後も年寄に加わつてゐる。年寄を中心とし、座人数十人をもつて諸事務を分担して、銀貨鑄造所の常務役所に對し、銀座役所を構成するようになる。駿府の銀座には頭役・座人が番代りで詰めて丁銀御用を勤めたといわれ、江戸の銀座も京都銀座より頭人（年寄）・座人等が駐在したらしい。いわば前期においては、京都の銀座が本店の地位にあつたとしてよい。

慶長金銀の製定は、日本の金銀貨幣史上画期的の意味を持つており、江戸幕府幣制の基礎となつた。金貨の小判・一分判は表記の計數貨幣で、一分判は常に小判に付屬してその補助代用をなした。これまで一分判はもとより小判においても、通用金貨として、このように多量かつ継続的に鑄造發行された事実はなかつた。銀貨は丁銀・豆板銀であり、丁銀一個の量目は四十何匁より三十何匁まで不足であり、豆板銀は十匁以上のものより何分何厘程度のもので大小種々あつた。銀貨は秤量貨幣であるが、金銀として封官のままでも通用した。天正・文祿以來、また江戸初期にも諸藩において、天保屋・銀屋などが捺印銀の封官を行つたのと同様である。定位の銀貨が京都と江戸において、多量かつ継続して鑄造發行されて、しだいに通用銀の主流を占めた。大判は主として儀式上の進物に使用され、その他刀剣自費などの鑑定書折紙に代金何枚という評価に用いる特殊な用法があつた。大判即ち十兩判は秀吉をはじめ、大名方にも鑄造させ

た先例があるが、贈答用・軍用等の特定の目的を持って
いた。また天正ごろ上方で、金屋・銀屋など業者による
十兩判鑄造が行われているが、これは産物・借金返済左
どのため誅人の依頼によつた。大仏判の大量製作は大仏
殿造管という特殊な支払にあつてゐるために、徳川氏の画策
下になされたので、小判、一分判の鑄造をも考慮された
が、早急に大阪城の分銅を吹潰すため大判製作が直当と
された。これには特定の目的のためと、多額の支払上の
便宜と二重の意義があつた。江戸初期において、しばし
は多額の租税や支払のため大判の使用された例がある。

しかし慶長金銀がますます重要性を加へたことは、幕
府権力の基礎の上に、寛文を経て元禄八年の金銀貨改鑄
のころまでに、金銀地金の集積を独占化し、諸国金銀貨
の慶長金銀による統一という事実において実現される。
この過程は、一面に金銀外国貿易に対する幕府の顧慮と
統制という事実をふまへ、流通経済の全国的な拡大と発
展とを基本的条件とするが、とくに市場的中心を行す大
阪・江戸・京都の三都が幕府の支配下にあつたことが大
きな意味を持つてくる。

家康は関東に入封すると、政治・経済的政策上にも、
これまでの慣行を一応重んずる態度を採つてゐる。通貨
政策でも、はじめ東国の慣行に従つて、永楽錢を錢貨の
基準とする方針をとつた。しかし関が原の戦を経て天下
の覇権を握るようになると、やがて永楽錢通用を禁止し、

永楽錢に対しびたとよばれ、またそのころ京錢とよばれた
畿内及び西日本の基準錢を通用貨と定めるようになる。
家康が京都を中心とする上方の判金・極印銀の制を採用
し、はやく後藤家の円流庄三郎光次を用い、大判・銀貨
においては後藤家及び常陸に頼つたことは、当時の上方
の経済的先進性より見て当然であるが、やがて慶長金銀
が統一貨幣として發展するためには、必要な事実であつ
たと思われる。諸藩の独自の判金・極印銀が、元禄まで
に慶長金銀によつて統一される中であつて、甲金が殆ど許
された。これは甲州の特殊の領地商係と局部的なものに
過ぎなかつたためであらうが、また幕府の旧慣重視の名
残りであつた。守備科が関東分國より東三十三か國に
独占使用を認められたことも、やはりその精神の現われでも
あらう。しかし両替商使用の天秤については後藤家の分
銅が重用されて、やがて分銅の製造販売に後藤分銅座の
独占が成立するのである。

金銀貨鑄造において、江戸の地位が重くなり、元禄改
鑄以後は全く決定的となる。大判座は宗家四郎兵衛の江
戸移転があり、京都の後藤一家との間に種々の経緯を辿る
が、元禄以後は大判製作は京都で行われなくなる。京都の金
座の小判・一分判鑄造も同様である。銀座においては、上方
が銀通用である関係もあつて、京都における銀貨鑄造は純
けられるが、前期に見られた京都の銀座の本店的地位は
変化して、元禄以後はほぼ江戸と併立的となるのである。